

●平成28年度火薬類取扱保安責任者試験及び丙種火薬類製造保安責任者試験について

上記試験は、9月4日(日)に各都道府県の試験会場で行われます。出願者数は、甲種火薬類取扱保安責任者試験、乙種火薬類取扱保安責任者試験は減少、丙種火薬類製造保安責任者試験は増加となりました。

単位：人

種 類	28年度出願者	27年度出願者	増 減
甲種火薬類取扱保安責任者試験	3,520	3,610	△90
乙種火薬類取扱保安責任者試験	1,169	1,201	△32
丙種火薬類製造保安責任者試験	124	100	24
合 計	4,813	4,911	△98

●会議等開催状況(7月)

開催年月日	会 議 等 名 称	備 考
28. 7. 1	爆発影響低減化委員会小委員会	第 1 回
7. 12	製造例示基準検討委員会	第 1 回
7. 15	試験委員会(知事)	第 10 回
7. 20	教材作成委員会	第 1 回
7. 20	移動式製造設備技術基準委員会	第 1 回
7. 22	貯蔵技術基準検討委員会	第 1 回
7. 27	爆発影響低減化委員会小委員会	第 2 回
7. 27	火薬類国際化対応委員会	第 2 回

●平成28年5月の産業火薬類の生産、出荷(販売)、在庫量

—化学工業統計—

産業用火薬類(単位：t)	生産	出荷(販売)	在庫
(前年同月比)	2,539	2,479	1,248
	(102.4)	(89.9)	(120.1)

注：産業用火薬類は、火薬及び爆薬(武器用を除く)の合計(確報値)である。

●平成28年度甲種及び乙種火薬類製造保安責任者試験の実施について(主要部分を再度掲載)

上記については、平成28年7月22日の官報に公告されました。

1. 試験日時	平成28年11月7日(月)及び8日(火)午前10時開始
2. 試験場所	東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館(8階会議室) 電話 03-3230-2831
3. 受験願書提出期限	平成28年8月26日(金)から9月2日(金)まで(郵送による場合は、簡易書留によることとし、締切日当日の消印のあるもので有効)
4. 受験手数料	25,900円
5. 受験願書の提出先	〒104-0032 東京都中央区八丁堀4丁目13番5号 幸ピル8階 公益社団法人 全国火薬類保安協会 電話 03-3553-8762

*毎年、願書の提出期限が過ぎてから出願のお問い合わせがありますので、提出期限に気をつけて下さい。

●景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。

—7月の月例経済報告—

内閣府は25日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「7月の月例経済報告」を提出し、承認された。

(我が国経済の基調判断)

- 景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。
- 個人消費は、消費者マインドに足踏みがみられるなか、おおむね横ばいとなっている。
 - 設備投資は、持ち直しの動きがみられる。
 - 輸出は、おおむね横ばいとなっている。
 - 生産は、横ばいとなっている。
 - 企業収益は、高い水準にあるものの、改善に足踏みがみられる。企業の業況判断は、慎重さが増している。
 - 雇用情勢は、改善している。
 - 消費者物価は、このところ上昇テンポが鈍化している。
- 先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあつ

◇忘れるな火薬の威力と危険性

◇ちよつと待て

手を出す前にひと呼吸

初心に戻って 安全発破

て、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。また英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。さらに、平成28年(2016年)熊本地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

(政策の基本的態度)

政府は、東日本大震災からの復興・創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。このため、「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」、「規制改革実施計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」を着実に実行する。また、平成27年度補正予算を迅速かつ着実に実施するとともに、平成28年度予算について、できる限り上半期に前倒して実施する。さらに、月内を目標として経済対策の取りまとめに向けた準備を進める。平成28年度補正予算等を活用することにより、平成28年(2016年)熊本地震による被災者の生活への支援等に万全を期すとともに、地域経済の早期回復や産業復旧に取り組む。

これらにより、好調な企業収益を、投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

●平成28年度全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働事務次官から平成28年7月19日付けで、上記の件で協力依頼がありました。

厚生労働省におきましては、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和25年以来全国労働衛生週間を主催して参りました。

本年度におきましても、平成28年度全国労働衛生週間実施要綱に基づき、10月1日から同月7日までを本週間、9月1日から同月30日までを準備期間として、

「健康職場 つくる まちるは みんなが主役」

のローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うことといたしました。

つきましては、この全国労働衛生週間の趣旨をご理解いただき、関係機関、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知等につきまして格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

このうち実施者の実施事項は次のとおりです。

実施者の実施事項

- (1) 全国労働衛生週間に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
 - (2) 準備期間中に実施する事項
- 下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

①重点事項

ア 改正労働安全衛生法に関する事項

イ その他の重点事項

②労働衛生3管理の推進等

- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めたとした労働衛生管理活動の活性化
- イ 作業環境管理の推進
- ウ 作業管理の推進
- エ 健康管理の推進
- オ 労働衛生教育の推進
- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な作業環境の形成の推進
- ク 労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進
- ケ 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の促進
- ③作業の特性に応じた事項
- ア 粉じん障害防止対策の徹底

講習会開催計画表

1. 講習会開催計画表は、都道府県協会からの報告に基づき作成したものです。
2. 講習会の確認及び細部計画は、各協会にお問い合わせ下さい。

9月講習会予定

保安手帳所持者 (陸火) 保安教育講習

協会名	日程	開催地
茨城	7	笠間市
鹿児島	8	鹿一市
岩手	9	一関市
神奈川	9	横浜市
長野	9	南箕輪村
京都	9	南丹市
広島	13	広島市
三滋	14	伊予市
滋賀	14	米原市
京都	14	舞鶴市
山口	14	周南市
山梨	14	西五島市
愛媛	14	西予市
長崎	14	島田市
宮崎	15	日台市
岐阜	15	恵光市
兵庫	15	養父市
長崎	15	新上五島町
大分	15	津久見市
大宮	15	延岡市
香大	16	大坂市
香高	16	丸亀市
高知	16	高知市
岡山	21	津山市
香川	23	高松市
群馬	26	前橋市
岩手	27	大船渡市
静岡	27	浜松市
和歌山	27	田辺市

従事者手帳所持者 保安教育講習

協会名	日程	開催地
京都	28	京都府
山口	28	山陽小野田市
熊本	29	阿蘇市
大阪	30	高槻市
石川	中旬	加賀市

再教育講習

協会名	日程	開催地
大阪	2	大阪市
福島	6	大崎市
千葉	9	千葉市
神奈川	9	横滨市
東京	23	中央区

建設用びょう打ち銃 講習

協会名	日程	開催地
愛知	6	西尾市
愛知	13	豊橋市
愛知	16	名古屋
愛知	27	岡崎市

保安手帳所持者 (総合) 保安教育講習

協会名	日程	開催地
広島	13	広島市

10月講習会予定

保安手帳所持者 (陸火) 保安教育講習

協会名	日程	開催地
神奈川	4	小田原市
岡山	5	高梁市
山口	5	高岩市
山口	5	岩国市
愛媛	5	大洲市
群馬	5	大井町
新潟	6	長岡市
兵庫	6	たつの市
鹿児島	6	屋久島町
長野	7	松本市
香川	7	高松市
熊本	7	四日市市
三重	12	桑名市
山口	12	萩市
茨城	13	桜川市
新潟	13	上越市
大分	13	宇佐市
千葉	14	鋸南町
高知	14	四万十市
高松	18	佐野市
群馬	19	前橋市
新潟	20	糸魚川市
北海道	21	札幌市
秋田	21	大館市
大阪	21	大阪市
広島	25	三原市
北海道	26	函館市
宮城	26	仙台市
秋田	26	秋田市
神奈川	26	厚木市
福岡	26	久留米市
東京	27	八王子市
徳島	27	徳島市
静岡	27	日向市
静岡	28	沼津市

徳島	28	美馬市
香川	28	高松市
愛媛	28	久万高原町
熊本	28	山鹿市
北海道	中旬	旭川市
群馬	中旬	富岡市
神奈川	中旬	大東村
北海道	下旬	留萌市
奈良	下旬	留萌市

従事者手帳所持者 保安教育講習

協会名	日程	開催地
神奈川	4	小田原市
岡山	5	高梁市
愛媛	5	大洲市
群馬	5	大井町
新潟	6	長岡市
兵庫	6	たつの市
鹿児島	6	屋久島町
熊本	7	吉岡市
三重	11	四日市市
山口	12	上越市
新潟	13	上越市
千葉	14	鋸南町
群馬	19	前橋市
北海道	21	大館市
秋田	21	大館市
北海道	24	札幌市
宮城	25	仙台市
秋田	26	秋田市
神奈川	26	厚木市
徳島	27	徳島市
宮崎	27	日向市
静岡	28	沼津市

再教育講習	協会名	日程	開催地
徳島	28	美馬市	
愛媛	28	久万高原町	
熊本	28	山鹿市	
北海道	中旬	旭川市	
群馬	中旬	富岡市	
神奈川	中旬	大東村	
北海道	中旬	留萌市	
奈良	下旬	留萌市	

保安手帳所持者 (煙火) 保安教育講習

協会名	日程	開催地
静岡	14	開静市

保安手帳所持者 (総合) 保安教育講習	協会名	日程	開催地
東京	6	中央区	
茨城	17	水戸市	
広島	25	三原市	
広島	中旬	倉吉市	

- イ 熱中症予防対策の徹底
- ウ 電離放射線障害防止対策の徹底
- エ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- オ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- カ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- キ 化学物質による健康障害防止対策等の徹底
- ク 石綿障害予防対策の徹底
- ケ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- ク 日本大震災に関連する労働衛生対策の推進
- ア 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策の徹底
- イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- ウ 平成24年8月10日付け基発0810第1号に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底
- ⑤平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進
- 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

太陽光発電設備について

経済産業省鉱山・火薬類監理官付より下記の通り回答がありましたので、お知らせします。

(質問)

太陽光発電設備が、火薬類取締法施行規則第1条第13号において第三種保安物件とされている「発電所」に該当しうる基準について、ご教示願いたい。

(回答)

「発電所」を保安物件に指定している理由は、国民生活に不可欠な電力の安定供給を確保するという観点から、法の制定当時（昭和25年）に主流であった大規模な水力発電設備や火力発電設備などを念頭に置いて規定したものと考えられる。

これに対し、近年、太陽光発電設備等の分散型電源が普及してきているところ、発電規模がそれほど大きくなく、「電力の安定供給の確保」の観点からはリスクが高いとは言えない規模の太陽光発電設備については、法における「保安物件」に含める必要は無いと考えられる。

以上を踏まえ、「保安物件に該当する太陽光発電設備」の要件は、「電気事業法（昭和39年法律第170号）における「発電事業者」の用に供する太陽光発電設備」とする。これは、発電事業を行う「発電事業者」には、電力広域的運営推進機関への加入や、経済産業大臣の供給命令に従う義務などが課せられており、「電力の安定供給の確保」の観点から重要な事業者であることを踏まえたものである。

<参考：発電事業者に係る電気事業法の該当条文>

● 「発電事業」の該当条文（電気事業法第2条第1項第14号）
自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

(※) 「発電事業」の要件の概要

以下のいずれの条件にも該当する発電用の電気工作物について、小売電気事業等の用に供する電力の合計が1万kWを超えるものであること。

- ①出力計1,000kW以上
- 系統連系点単位でつながっている発電設備の設備容量の合計値が1,000kW以上であること。

②託送契約上の同時最大受電電力が5割超

①を満たすものについて、発電設備の発電容量（kW）に占める託送契約上の同時最大受電電力（自己託送等を除く）の割合が5割を超えること（出力10万kWを超える場合は1割を超えること）。

③年間の逆潮流量が5割超

①を満たすものについて、当該発電設備の年間の発電電力量（kWh）（所内消費等を除く）に占める系統への逆潮流量（自己託送等を除く）の割合が5割を超えることが見込まれること（出力10万kWを超える設備の場合は、逆潮流量が1割を超えること。）

● 「発電事業者」の該当条文（電気事業法第2条第1項第15号）

発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第一項の規定による届出をした者をいう。

○発電事業者になり得るかどうかの要件につきましては、以下の経済産業省資源エネルギー庁資料をご参照願います。

「発電事業者について」
https://www.occto.or.jp/oshrase/hoka/files/160314_hatsudenjigyousha_METT.pdf